

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者等試行雇用事業の実施
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>
事業の概要	<p>若年者試行雇用事業の対象者の年齢要件について、35歳未満を40歳未満に拡大する。なお、その他の対象者の要件は従前通りとする。</p>
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <p>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</p> <p>(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</p> <p>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</p> <p>(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</p> <p>民営化や外部委託の可否</p> <p>(理由) フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。</p> <p>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</p> <p>(有の場合の整理の考え方)</p>	<p>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>民営化や外部委託の可否 <input type="checkbox"/>可 <input checked="" type="checkbox"/>否</p> <p>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>
	<p>(2) 有効性の評価</p> <p>事業の有効性</p> <p>フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p>
	<p>(3) 効率性の評価</p> <p>全国のハローワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p>
	<p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:6,823百万円)</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	常用雇用移行率(単位:%)	トライアル雇用後に常用雇用に移行した率により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	トライアル雇用開始者数 (単位:人)	トライアル雇用の開始者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者等雇用促進特別奨励金																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																
事業の概要	<p>若年者雇用促進特別奨励金について、対象労働者の要件として雇用保険被保険者でなかった期間を3年から1年に緩和し、年齢要件を35歳未満から40歳未満に拡大するとともに、支給額について中小企業の場合における支給額の増額及び支給期間の延長を行う。また、有期実習型訓練後に常用雇用した場合においても、一定の要件のもと、当該奨励金を支給することとする。</p>																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"> <p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p> </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p> </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:368百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	<p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p>	<p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p>	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																														
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																														
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。																																	
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																															
(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																															
事業の有効性	<p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。</p>																																
<p>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</p>																																	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 若年者雇用促進特別奨励金の対象者数	支給対象者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

事業名	一般事業主行動計画策定等支援事業																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な公正や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>																																
事業の概要	<p>一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が拡大される平成23年までの2年間に、101人以上300人以下規模企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定・届出の取組に向けた支援を強化する。</p> <p>（1）中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン 【中央における取組】 個々の企業の実情に応じたきめ細やか個別の支援ができるよう、取組マニュアルを作成するほか、コンサルタントに対する研修等、全国の次世代育成支援対策推進センターの事業支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査 ・企業の取組支援のための資料（マニュアル）の作成 ・次世代センター等の取組支援（中央研修会の開催、企業コンサルティング業務テキストの作成） <p>【地方における取組】 集団説明会やコンサルタントによる個別相談等を実施することにより、個々の中小企業における行動計画の策定・届出を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 ・講習会の開催 ・個別相談の実施 ・情報提供 <p>（2）次世代育成支援対策推進員の配置 101人以上300人以下の企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画策定・届出の取組に向けた支援を強化するため、次世代センターに配置する推進員を増員し、体制を強化する。</p>																																
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（1）必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他	(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他	(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)			
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他																														
(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他																														
(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。																																	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																															
(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																															
(有の場合の整理の考え方)																																	

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)

<投入>

- (1) 一般事業主行動計画の策定・実施についての好事例の収集及び好事例集等取組マニュアルの作成及びコンサルタントに対する研修 (中央の取組)
- (2) 一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する講習会の実施及びコーディネーターによる個別相談の実施 (地方の取組)
- (3) 次世代育成支援対策推進員を主要なセンターに設置することによる、センター事業と一体となった一般事業主に対する支援 (センターの体制強化)



<結果>

各企業の実情に応じた適切な一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策の推進



<成果>

労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりの実現

事業の有効性

労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりが実現することにより、少子化の背景として指摘されている仕事と家庭の両立の負担感を軽減することにつながり、少子化の流れを変える施策の一つとしての効果の発現が見込まれる。

(3) 効率性の評価

<手段の適正性>

(a) 当該事業を行わない場合

当該事業を行わなければ、中小企業に対する周知・啓発が不十分になり、どのように行動計画を策定したらよいかわからない等の混乱が生じる可能性がある。また、個々の企業の実態に応じた一般事業主行動計画の策定を支援することが困難になり、次世代育成支援対策推進法の趣旨に照らし十分な成果が現れないことなどが想定される。

(b) ほかに想定しうる手段で行った場合

例えば、単に一般事業主行動計画策定指針を周知するのみであれば、個々の企業がその業種の特性など、それぞれの実情に応じた計画の策定が十分にできないことや、計画が形式的なものにとどまってしまう、策定した行動計画が十分な効果を発揮しないなどの事態が想定される。

(c) 当該事業を行った場合

当該事業の実施によって計画を策定する事業主にきめ細かな支援を行うことで、個々の事業主の実情に合った効果的な行動計画の策定につながり、ひいては子どもを産み育てやすい職場づくりの実現が図られる。

<費用と効果の関係に関する評価>

本事業の経費は、一般事業主行動計画の効果的な策定のために最低限必要な取組の必要経費であり、この費用の投入により、子どもを安心して産み育てられる職場づくりの実現→少子化の流れの変化→わが国の社会経済に与える深刻な影響の回避という大きな効果が得られるものである。

また、本事業の実施に当たっては、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体を指定することにより相談等のノウハウを有する民間活力を有効に活用することができるため、費用対効果が高い。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	一般事業主行動計画策定届届出件数(単位:企業)のうち、101人以上300人以下規模企業数 (達成水準/達成時期)	新たに義務化となった101人以上300人以下規模の届出件数の増加により、中小企業に対する各種支援事業の成果を把握する。
2	一般事業主行動計画策定等次世代育成支援対策に関する講習会の実施回数(単位:回) (達成水準/達成時期)	中小企業に対する講習会の回数により、中小企業への周知・啓発の状況を把握する。
参考指標		本事業と指標の関連についての説明
1	次世代育成支援対策推進センター数(単位:団体)	次世代法第20条に基づき、厚生労働大臣が指定している次世代育成支援対策推進センターの数により、一般事業主行動計画の策定を支援する機関を把握する。
(調査名・資料出所、備考)		
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1 都道府県労働局雇用均等室の業務報告による。 ・指標2 各次世代センターの業務報告による。 ・参考指標2 厚生労働省における次世代センターの指定件数による。 		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月	①働き方の改革による「仕事と生活の調和の実現」と②就労を支える多様な保育サービス等の子育て支援の充実を車の両輪として取り組んでいくことが指摘されたところであり、事業主の次世代育成支援の取組み推進のための制度的な対応等については、早急に着手するものとされた。

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

事業名	保育所緊急整備補助金																																									
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p> <p>施策目標2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること</p>																																									
事業の概要	待機児童が多い市区町村を中心として定員増を伴う民間保育所の緊急的な整備を行い、受入児童数の拡大を図る。																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→ 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	可	<input checked="" type="checkbox"/>	(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	無		(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)		補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される		→ 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される		事業の有効性	本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。	本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																							
(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。																																										
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																							
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。																																										
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	可	<input checked="" type="checkbox"/>																																							
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。																																										
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	無																																								
(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。																																										
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																										
補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される																																										
→ 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される																																										
事業の有効性	本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。																																									
本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。																																										

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	本事業の推進により、保育所の待機児童数の解消を図る。
(調査名・資料出所、備考) ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調査		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	受入児童数(単位:人) (215万人以上/平成21年度)	本事業の推進により、保育所の受入児童数の拡大を図る。
(調査名・資料出所、備考) 厚生労働省統計情報部「福祉行政報告例」による。		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

(整理番号 25)

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局総務課

事業名	地域生活定着支援事業																			
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること																			
事業の概要	刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を都道府県ごとに1つ、設置する。 地域生活定着支援センター（仮称）は、刑務所所在地における、刑務所入所者の帰住先決定、ニーズ把握等の事前調整を行う役割と、帰住予定地における入所者の生活保護受給、福祉サービス利用の受入先調整を行う役割の2つの役割を併せ持つ。																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="327 846 1203 1469"> <tr> <td data-bbox="327 846 970 882">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="970 846 1203 882"><input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 882 1203 1021">(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1021 970 1057">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="970 1021 1203 1057"><input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 1057 1203 1196">(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1196 970 1232">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="970 1196 1203 1232"><input checked="" type="checkbox"/> 可 否</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 1232 1203 1370">(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1370 970 1406">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="970 1370 1203 1406">有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 1406 1203 1469">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="327 1559 1171 1720"> <tr> <td data-bbox="327 1559 491 1594">事業の有効性</td> <td data-bbox="491 1559 1171 1720"> 本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="327 1783 1171 1854"> <tr> <td data-bbox="327 1783 1171 1854"> 従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。 </td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他	(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。		国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他	(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。		民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否	(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。		他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(有の場合の整理の考え方)		事業の有効性	本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。	従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他																			
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他																			
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否																			
(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																			
(有の場合の整理の考え方)																				
事業の有効性	本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。																			
従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。																				

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:940百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 地域生活定着支援センター（仮称）における相談・調整件数	本事業による相談・調整件数は、法務関係機関と同センターの連携により、当該刑務所出所者に対して行った福祉的支援の状況を示すものである。
2	
(調査名・資料出所、備考) 各事業実施者からの報告による。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

（整理番号 26）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局福祉基盤課

事業名	福祉人材確保緊急支援事業																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</p> <p>施策目標4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、質の高い福祉サービスを提供すること</p>																			
事業の概要	福祉・介護業務への関心、理解を促進し、福祉・介護の仕事に従事した者をきちんと受け止めて、その定着が図られるよう支援し、働きがいのある魅力ある職業となるよう、その取組みを推進する。																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可 否</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業の有効性</td> <td>都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他	(理由) 福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。		国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他	(理由) 福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。		民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否	(理由) 都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。		他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(有の場合の整理の考え方)		事業の有効性	都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。	都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他																			
(理由) 福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他																			
(理由) 福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否																			
(理由) 都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																			
(有の場合の整理の考え方)																				
事業の有効性	都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。																			
都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。																				

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、次年度以降の予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:5,000百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 福祉・介護分野の有効求人 倍率	本事業により有効求人倍率の低下を目標
(調査名・資料出所、備考) 福祉人材センター・バンク職業紹介実績報告	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:老健局老人保健課

事業名	訪問看護支援事業																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>																																		
事業の概要	<p>訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取り組み期間として、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、全国的に効率的な事業(サービス)実施が図られるよう必要な支援を行う。</p>																																		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="368 846 1398 1227"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="368 1335 1398 1451"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="368 1576 1398 1733"> <tr> <td> <p>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p> </td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。	<p>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																
(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																
(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。																																			
民営化や外部委託の可否	可	否																																	
(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																	
(有の場合の整理の考え方)																																			
事業の有効性																																			
本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。																																			
<p>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p>																																			

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:322百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数(単位:回) (前年度以上/毎年度)	本事業により全都道府県に設置された広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した訪問看護ステーションにおける、1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「訪問看護推進事業報告書」(老健局老人保健課調べ)による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室

事業名	認知症対策等総合支援事業																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>																																						
事業の概要	<p>認知症対策として重要である早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①グループホーム等の計画作成担当者や管理者等に対する研修、②認知症の主治医(かかりつけ医)やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進していくものである。</p> <p>また、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言に基づき、新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図ることとしている。</p>																																						
<p>【評価結果の概要】 (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="335 851 1189 1243"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="335 1344 1189 1556"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。</td> </tr> <tr> <td>また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="335 1635 1189 1848"> <tr> <td>①手段の適正性</td> </tr> <tr> <td>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。</td> </tr> <tr> <td>②費用と効果の関係に関する評価</td> </tr> <tr> <td>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。</td> </tr> </table> <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。	また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。	①手段の適正性	本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。	②費用と効果の関係に関する評価	本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																				
(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																				
(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。																																							
民営化や外部委託の可否	可	否																																					
(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																					
(有の場合の整理の考え方)																																							
事業の有効性																																							
介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。																																							
また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。																																							
①手段の適正性																																							
本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。																																							
②費用と効果の関係に関する評価																																							
本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。																																							

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:3,741百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数 (単位:センター数) (前年度以上/毎年度)	本事業の実施により、「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数。
2 若年性認知症専用コールセンターにおける相談受付件数(単位:回) (前年度以上/毎年度)	若年性認知症専用コールセンターにおいて相談を受け付けた件数。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び指標2は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものである。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	「介護保険制度改革を円滑に実施する観点」から、「総合的な認知症対策の確立等を図る。」

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:大臣官房国際課

事業名	昆虫媒介疾患対策																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</p> <p>施策目標 1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p> <p>施策目標 1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること</p>																																						
事業の概要	<p>本事業は、統合媒介昆虫管理(IVM)を用いて、昆虫媒介疾患対策を推進するためのガイドラインの策定及びアフリカにおける昆虫媒介疾患の蔓延地域の担当官を対象にした研修指導を実施する。</p>																																						
<p>【評価結果の概要】 (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="389 862 1369 1305"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国際機関を通じて技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否 (理由)</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要なため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="379 1411 1359 1912"> <tr> <td>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果) (投入)</td> </tr> <tr> <td>国際機関により事業計画を決定。日本から医師等の専門家の派遣。</td> </tr> <tr> <td>(活動)</td> </tr> <tr> <td>国際機関において専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施。</td> </tr> <tr> <td>(結果)</td> </tr> <tr> <td>事業実施国において、昆虫媒介疾患対策の推進。</td> </tr> <tr> <td>(成果)</td> </tr> <tr> <td>昆虫媒介疾患対策に係るガイドラインの策定、事業実施国における昆虫媒介疾患の減少等により、国際社会への参画・貢献を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="373 2002 1356 2074"> <tr> <td>事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。</td> </tr> </table> <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国際機関を通じて技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。				民営化や外部委託の可否 (理由)	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要なため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果) (投入)	国際機関により事業計画を決定。日本から医師等の専門家の派遣。	(活動)	国際機関において専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施。	(結果)	事業実施国において、昆虫媒介疾患対策の推進。	(成果)	昆虫媒介疾患対策に係るガイドラインの策定、事業実施国における昆虫媒介疾患の減少等により、国際社会への参画・貢献を行う。	事業の有効性	昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。	事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
国際機関を通じて技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。																																							
民営化や外部委託の可否 (理由)	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																					
WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要なため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																					
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果) (投入)																																							
国際機関により事業計画を決定。日本から医師等の専門家の派遣。																																							
(活動)																																							
国際機関において専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施。																																							
(結果)																																							
事業実施国において、昆虫媒介疾患対策の推進。																																							
(成果)																																							
昆虫媒介疾患対策に係るガイドラインの策定、事業実施国における昆虫媒介疾患の減少等により、国際社会への参画・貢献を行う。																																							
事業の有効性																																							
昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。																																							
事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。																																							

(政策等への反映の方向性)
 評価結果をふまえ、平成21年度概算要求概算要求において、所要の予算を要求する。
 (概算要求額:95百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定は行うことができない。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定は行うことができない。	
参考指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考)	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)